第十三号の八様式（第十八条の三十六第五項関係）

（表面）

児童福祉検査証

第　　号

写 真	官　　職 又は職名 氏　　名 生年月日

児童福祉法第五十七条の三第二項並びに第五十七条の三の三第二項及び第五項に定める当該職員であることを証する。

令和　　年　　月　　日　交付

厚生労働大臣

都道府県知事

市（区）町村長

印

（裏面）

児童福祉法（抄）

第十九条の十六　（略）
②　前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
③　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
④　（略）
第五十七条の三　（略）
②　都道府県は、小児慢性特定疾病医療費の支給に関して必要があると認めるときは、小児慢性特定疾病児童の保護者若しくは成年患者若しくは小児慢性特定疾病児童等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。
③　（略）
④　第十九条の十六第二項の規定は前三項の規定による質問について、同条第三項の規定は前三項の規定による権限について準用する。
第五十七条の三の三　（略）
②　厚生労働大臣は、小児慢性特定疾病医療費の支給に関して緊急の必要があると認めるときは、当該都道府県の知事との密接な連携の下に、当該小児慢性特定疾病医療費の支給に係る小児慢性特定疾病児童の保護者若しくは成年患者又はこれらの者であつた者に対し、当該小児慢性特定疾病医療費の支給に係る小児慢性特定疾病医療支援の内容に関し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。
③・④　（略）
⑤　厚生労働大臣は、小児慢性特定疾病医療費の支給に関して緊急の必要があると認めるときは、当該都道府県の知事との密接な連携の下に、小児慢性特定疾病医療支援を行つた者又はこれを使用した者に対し、その行つた小児慢性特定疾病医療支援に関し、報告若しくは当該小児慢性特定疾病医療支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対し質問させることができる。
⑥　（略）
⑦　第十九条の十六第二項の規定は前各項の規定による質問について、同条第三項の規定は前各項の規定による権限について準用する。

注意
1　この検査証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
2　この検査証は、職名の異動を生じ、又は不用となったときは、速やかに、返還しなければならない。

１．厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
２．大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。

第十三号の七様式の次に次の一様式を加える。